

＋福岡市児童心理治療施設指定管理者 募集概要

1 施設の概要

- ①施設名 福岡市立児童心理治療施設（以下「心理治療施設」という。）
- ②所在地 福岡市中央区地行浜2丁目1－28
※福岡市こども総合相談センター（えがお館）内（以下「えがお館」という。）
- ③施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上7階建ての1階及び2階並びに3階の一部
- ④施設面積 延床面積 2217.1㎡
- ⑤施設内容 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12月27日条例第56号）第89条に規定する諸室及び事務室等。

児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所等
- ⑥定員 入所：20名 通所：20名
※通所は令和6年度より定員を15名→20名に増
※上記本体定員のほか、一時保護委託児童を受け入れるための一時保護専用ユニット 定員：5名
- ⑦職員数 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12月27日 条例第56号）第90条、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和6年5月22日こ支家第324号）別表2「児童福祉施設の職種別職員定数表」により、算出しておりますが、下表の人数以上に配置することを妨げるものではありません。

基準（加算有）

	職種	職員数
基準 (加算有)	施設長	1人
	医師	1人
	心理療法担当職員 (入所, 通所 7 : 1)	5人
	看護師	1人
	児童指導員/保育士 (入所 3 : 1)	5人
	児童指導員/保育士 (通所 7.5 : 1)	3人
	個別対応職員	1人
	家庭支援専門相談員	1人
	栄養士	1人

	事務員	1 人
	調理員	4 人
小規模グループ 加算（4 か所）	児童指導員/保育士	4 人
	管理宿直等（非常勤可）	4 人
学習指導加算	指導員（非常勤可）	1 人
一時保護実施特別加算	児童指導員/保育士	2 人
	管理宿直等（非常勤可）	1 人
合計		3 6 人

※心理療法担当職員及び児童指導員・保育士については、措置された児童に対し、より個別ケアができれば上記の配置基準としています。

※調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができます。

2 経理に関する事項

（1）管理・運営に関し本市が負担する指定管理料の想定額

令和7年度 286,037千円

児童心理治療施設に対し、国の通知に基づき支弁される扶助費相当額を指定管理料としてお支払いします。

＜本市が支払う指定管理料に含まれるもの＞

- ① 事務費 施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務に伴う諸経費
- ② 事業費 事務費以外の経費で、児童等に直接必要な諸経費

3 指定管理者の応募スケジュール

- 1 募集の周知 令和6年7月18日(木)～8月30日(金)
- 2 募集要項等の配布 7月18日(木)～8月30日(金)
- 3 現地説明会の開催 7月31日(水)
- 4 募集要項に関する質問の受付 7月31日(水)～8月7日(水)
- 5 募集要項に関する質問の回答 8月19日(月) 予定
- 6 応募書類の受付 8月20日(火)～8月30日(金)

4 選定について

(1) 選定手続

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式により審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定の流れ

①応募書類の確認（資格審査）

団体からの提出資料については、応募資格を満たしているのかを事務局で確認します。

②選定方法

資格審査を通過した団体に対して、選定委員会によりヒアリングを実施した上で、提案された内容を総合的に審査します。

(3) 選定における評価基準

応募内容を審査項目及び審査基準に基づき審査し、心理治療施設を最も適切に管理・運営することができる団体を選定します。

(4) 候補者の決定方法

選定委員会での評価の合計、高得点をつけた委員の割合、選定委員の個別意見等を総合的に勘案して、市が指定管理候補者を選定します。

5 選定後の流れについて

(1) 選定後のスケジュール

①選定結果の通知	令和6年9月下旬～10月上旬予定
②指定管理者の候補者の公表	同上
③指定管理者の指定（基本協定締結）	令和7年2月予定
④指定管理者との実施協定締結	令和7年3月予定